

## 主要農作物種子法を復活させることの検討を求める意見書

種子は、国民に優良かつ新鮮な農産物を供給するための根幹であり、その安全性と流通を確保することは、消費者・生活者の健康と生命を維持するにあたって欠かすことができないものです。

しかしながら、種子の安定供給を果たす上で重要な役割を果たしてきた主要農作物種子法は、平成30年4月1日をもって廃止されてしまいました。その理由について政府は、都道府県の義務を定めること等により、種子開発における民間参入が阻害されるおそれがある旨の説明をしていますが、その明確な根拠は示されておりません。

また、主要農作物種子法の廃止にあたり参議院で可決された附帯決議では、主要農作物種子法の廃止に伴って都道府県の取り組みが後退することがないよう必要な措置を行う旨が定められていますが、その後に農林水産省より発出された通達においては、都道府県の果たすべき役割を民間事業者の参入が進むまでの時限的なものと位置付けるかのような記述がある等、附帯決議の趣旨は必ずしも徹底されているとは言えません。

主要農作物種子法が廃止されたことによって、安定的な種子生産体制が損なわれ、種子や農作物価格の高騰や、在来の多様な種資源の国外流等が起こるのではないかと、多くの消費者や農業者はいま不安を抱えています。

よって、国会及び政府においては、種子の国内自給の確保及び食料安全保障の実現に欠かすことのできない主要農作物種子法について、これを復活させることの検討を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月27日

所 沢 市 議 会

提 出 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

農林水産大臣